

公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、会員相互の提携協力によって、名古屋市における幼児教育の振興及び発展向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 幼児教育の普及、啓発及び情報提供
- (2) 幼児教育研修
- (3) 家庭教育支援
- (4) 幼児教育振興のための助成金事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に名古屋市内において行うものとする。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会の目的に賛同して入会した名古屋市内の以下の各号所定の学校及び施設（以下、「幼稚園」という。）の指定する個人を正会員とする。

- (1) 私立幼稚園（学校教育法第4条第1項第3号に基づき設置の認可を受けた同法第22条を目的とする学校）
- (2) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律第2条第7項を目的として、同法第17条第1

項の認可を受けた施設)

- 2 協会の事業を賛助する個人又は団体で、理事会で承認を受けたものを賛助会員とする。
- 3 協会の行う事業に関する深い学識を有する者又は協会に功労のあった者で、総会で推薦された個人を名誉会員とする。
- 4 会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格取得)

- 第6条 この協会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 第8条第2項に該当する場合以外で、この協会の正会員になろうとする者は、支部の推薦を経て、入会金を添えて入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項にかかわらず、名誉会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

- 第7条 正会員の入会金は、50,000円とする。
- 2 賛助会員及び名誉会員は、入会金を納めることを要しない。
 - 3 正会員の会費は、年会費とし、別に定める額とする。
 - 4 賛助会員の会費は、年会費とし、50,000円とする。
 - 5 名誉会員は、年会費を納めることを要しない。
 - 6 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。
 - 7 会費を正当な理由なくして1年以上滞納したときは、理事会の決議を経て会員の権利の一部を停止することができる。

(資格喪失)

- 第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。
- (1) 会員が所属する幼稚園が廃園したとき。
 - (2) 会員が死亡したとき。
 - (3) 会員が辞任したとき。
 - (4) 団体である会員が解散したとき。
 - (5) 会員が除名されたとき。
 - (6) 正会員全員が同意したとき。
- 2 正会員が前項第2号及び第3号の事由により資格を喪失したときは、当該正会員の所属した幼稚園は、速やかに次の正会員の候補者を指定しなければならないが、指定された候補

者をもって正会員とする。

3 前項の場合は、改めて入会金を納めることを要しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員は、前項の退会届を提出する際に、所属する法人より辞任を承認する決議を得た上で、当該議事録を添付しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の会員としての義務に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第4章 役員、顧問及び職員

(役員を設置)

第11条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 24人以上29人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち1人を会長、2人を副会長及び5人以上10人以内を常任理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事は総会で選任する。ただし、理事の選任にあたっては、次の意見を参考にすることができる。

- (1) 各支部から推薦する正会員
 - (2) 会長が推薦する者
- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会で選定及び解職する。この場合において、理事会は、総会の決議により各候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、総会で選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 13 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び定款で定めるところにより、協会の業務を総括し、協会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常任理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 14 条 監事は、協会の財産及び業務に関し、次の職務を行う。

- (1) 協会の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- 2 監事は、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 15 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事任期は他の現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 16 条 役員はいつでも総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第18条 協会に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協会の運営について意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(職員)

第19条 協会の業務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、理事会の議決を経て、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第5章 会議

第1節 理事会

(構成)

第20条 この協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第21条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第22条 理事会は、年6回以上会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 第14条第1項第4号の規定により、監事が招集するときは、監事が理事会を招集する。

(決議)

第 23 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の現在数の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

第 2 節 総会

(構成)

第 25 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(開催)

第 26 条 総会は、定時総会として毎年度 5 月に 1 回開催するほか、3 月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の決議をしたとき

(2) 総正会員の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会長に対し、書面により会議の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき

(招集)

第 27 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、正会員に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示して、開催の日の 2 週間前までに、書面をもって通知しなければならない。

(議長)

第 28 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その総会の出席正社員の互選により選出する。

(決議事項)

第 29 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算の承認
- (4) 事業報告及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産についての事項
- (7) 長期借入金についての事項
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 法令又はこの定款で定められた事項
- (10) その他この協会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(議決権)

第 30 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(総会の定足数)

第 31 条 総会は、正会員現在数の 2 分の 1 以上出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決を委任した場合は、出席したものとみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席正会員の過半数をもって決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された者 2 名が記名押印する。

(総会の議決事項の通知)

第 33 条 総会の議事の要録及び議決した事項は、正会員に通知しなければならない。

第 3 節 常任理事会及び支部

(常任理事会)

第 34 条 この協会に、常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。
 - (2) 理事会の審議事項の検討を行うこと。
 - (3) この法人の理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制の運用及び改善について、理事会に参考意見を提出すること
- 4 常任理事会は、理事会が開催される前に、会長が招集する。

(支部)

第 35 条 この協会に、支部を置く。

- 2 支部は、幼稚園の所在する行政区単位で構成する。
- 3 支部は、次の職務を行う。
 - (1) 協会の業務の執行に協力促進すること。
 - (2) 支部内に、新たに協会に入会しようとする幼稚園の指定する者が、正会員になろうとする場合に理事会に推薦すること。
 - (3) 総会に支部推薦役員について参考意見を提出すること。
 - (4) 理事会へ意見具申すること。

第 6 章 資産及び会計

(事業年度)

第 36 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 37 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(資産の管理)

第38条 この協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類とし、適正な維持及び管理に務めるものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び総会の決議を得なければならない。
- 4 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める方法によるものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

(会計の原則)

第41条 協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣例に従うものとする。

2 協会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により定める方法によるものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 補則

(公告の方法)

第46条 協会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

(細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会及び総会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事である会長は、國府谷俊盛とする。
- 3 この法人の最初の業務執行理事である副会長は、鎌田隆光、中村礼子、常任理事は、若松元知、浅井重樹、齊藤公彦、加藤義彦、熊澤秀一、近藤康人とする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 6 第 5 条及び 27 条第 3 項の改正規定は、令和 2 年 5 月 26 日より施行する。